

平成二十三年十二月六日提出  
質問第一〇〇号

## 検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

## 検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に関する質問主意書

二〇〇八年四月四日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六九第二三三三号）では、検察庁における調査活動費について、「検察庁の調査活動費は、検察庁における事件の調査、情報の収集等の調査活動のための経費である。」と定義されている。右の検察庁における調活費に関し、元大阪高検公安部長の三井環氏が二〇〇八年三月二十日付と同月二十一日付の朝日新聞の「内部告発」という記事をはじめ様々な媒体において、検察庁組織において、調査活動費が裏金にされ、幹部職員の飲食費として使われる等、流用された事実がある旨を訴えてきている。右と「政府答弁書」（内閣衆質一七七第二五二号）を踏まえ、以下質問する。

- 一 平岡秀夫法務大臣として、法務大臣就任後、検察庁の調活費に関し、事務方よりどのようなレクを受けているか説明されたい。

- 二 「政府答弁書」では「検察庁の調査活動費は、適正に執行されている」との答弁がなされている。「政府答弁書」のみならず、過去の多くの答弁書においても同様の答弁が繰り返されている。平岡大臣として、前文で指摘した、検察庁の調活費が裏金として流用された疑惑に対し、どのような認識を有しているか。

三 平岡大臣として、検察庁の調活費が、純粹に前文の答弁書にあるように事件の調査、情報の収集等の調査活動のための経費として使われているか否か、また過去にそのような本来の目的から離れて使われた事例がなかったかどうか、調査をする考えはあるか。

右質問する。